

令和6年第1回

初山別村議会
臨時会会議録

初山別村議会

令和6年第1回初山別村議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日	令和6年5月15日
招集場所	初山別村議会議場
開会	令和6年5月15日 午後1時35分宣告
応招議員	1番 加藤 一裕 2番 高場志津子 3番 鎌田 健治 4番 斎藤 勝博 7番 三谷 博子 8番 木村 健一
不応招議員	なし
出席議員	応招議員と同じ
欠席議員	5番 長谷川 幸廣
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	村長 宮本 憲幸 教育長 大水 秀之 監査委員 荒木 隆
本会議に職務のため出席した者の職・氏名	副村長 宇野 要 企画振興室長 佐藤 公彦 総務課長 加藤 明彦 住民課長 小川 志鏡 経済課長 寺崎 廣輝 主任技師 長谷川孝之 教育委員会 教育次長 大西 孝幸
村長提出議案名	別添議事日程表のとおり
議員提出議案名	なし
議事日程	議長は議事日程を末尾添付のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した。 1番 加藤 一裕 2番 高場 志津子
会議の書記氏名	事務局長 大井 英世 書記 岩井 陸
その他の	なし

村長議会招集挨拶

議長 木村健一君

村長から議会招集の挨拶の申し入れがありますので、これを許します。村長。

村長 宮本憲幸君

令和6年第1回初山別村議会臨時会の開会に際しまして、議会招集のご挨拶を申し上げます。
新緑の季節を迎え、各種産業も徐々に活発化してまいりました。第1回村議会臨時会を招集願
いましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとご多様の所、ご出席いただきましたこと、
厚くお礼申し上げます。さて、本日提案いたしております案件は、同意案件1件、議案1件、承
認案件2件の計4件であります。同意案件につきましては、教育長の任命につき同意を求めるこ
とについてであり、教育長につきましては、本年6月7日をもって任期満了となります。引き
続き大水秀之氏を選任いたしたく存じる次第であります。また、議案1件につきましては、工事
請負契約の締結についてであります。なお、また承認案件は、初山別村税条例の一部を改正する
条例の制定についてと令和5年度末に令和5年度一般会計補正予算をそれぞれ専決処分させてい
ただきましたので、これらの承認についてであります。それらの内容につきまして、上程の際、
詳細説明いたしますので、ご審議の上、ご同意、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、議
会招集の挨拶といたします。何分、宜しくお願ひいたします。

開会・開議

議長 木村健一君

5番長谷川幸廣君から、会議規則第2条の規定により欠席届の通知があります。

只今の出席議員数は6名で定足数に達しておりますので、令和6年第1回初山別村議会臨時会
を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 木村健一君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長より指名します。

1番加藤一裕君、2番高場志津子君、両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 木村健一君

日程第2 「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日といたします。ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一君

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長 木村健一君

日程第3 「諸般の報告」を行います。

事務局長に朗読させます。大井事務局長。

事務局長 大井英世君

第1回初山別村議会臨時会諸般の報告

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一君

これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩します。

(休憩 午後 1時38分 再開 午後 1時39分)

(休憩中、大水教育長退場。)

議長 木村健一君

再開します。

日程第4 同意第1号

議長 木村健一君

日程第4 同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることがあります。

提出者から説明を求めます。村長。

村長 宮本憲幸君

同意第1号 教育長の任命につき同意を求めることがあります

教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。
記
住 所 苛前郡初山別村字初山別183番地3
氏 名 大 水 秀 之
生年月日 昭和36年 9月20日生
令和 6年 5月15日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
大水秀之氏のこれまでの教育行政推進に係る事績等を踏まえまして、提案いたした次第であります。何卒ご同意賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。
お諮りします。本件は人事案件でもありますので、討論を省略し直ちに採決をしてご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決をします。
この採決は起立によって行います。
本件の任命に同意することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)
議長 木村健一 君
起立全員です。よって、同意第1号 教育長の任命につき同意を求ることについては、同意することに決定しました。
暫時休憩します。
(休 憩 午後 1時41分 再 開 午後 1時44分)
(休憩中、大水教育長入場就任の挨拶。)
議長 木村健一 君

ただいま教育長に任命同意されました大水教育長よりご挨拶を受けたいと思います。

教育長 大水秀之 君

議長のお許しを得て、議会休憩中のお時間をお借りして、私から一言ご挨拶申し上げます。

この度は、私の「教育長の任命」についてご同意賜り、誠にありがとうございます。改めて、その責任の重さに、身の引き締まる思いであります。

今日、教育行政が、社会に担う役割の重要性は増しており、なかでも子供たちに対する教育は、彼らの将来、並びに初山別村、日本、世界の将来の形をつくる、極めて重要なものであり、子どもたちの可能性を、最大限に引き出す環境の構築こそが、私たち大人の責務であると考えております。また、社会教育の分野においては、世代を問わず、全ての村民が、健康な暮らしを楽しむことができる環境づくりを継続することが、重要であると考えております。今後、3年間の任期において、村教育行政の、さらなる振興・発展に、微力ではございますが、全力で取り組んでまいりますので、議員各位のご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げ、私からの挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 木村健一 君

ありがとうございました。以上で教育長任命同意のご挨拶を終わります。

再開します。

日程第5 議案第24号

議長 木村健一 君

日程第4 議案第24号 高齢者生活福祉センター改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。寺崎経済課長。

経済課長 寺崎廣輝 君

議案第24号 高齢者生活福祉センター改修工事請負契約の締結について
令和6年5月10日指名競争入札に付した高齢者生活福祉センター改修工事について、次とおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記

1 契約の目的 高齢者生活福祉センター改修工事

2 契約の方法 指名競争入札による契約

3 契約金額	236,500,000円
4 契約の相手方	苦前郡初山別村字初山別54番地
初山別・道北特定建設工事共同企業体	
代表者 初山別土建株式会社	
代表取締役 麻里隆三	
令和6年5月15日提出	
初山別村長 宮本憲幸	
提案理由 契約の予定額が5千万円を超えるため、議会の議決に付すものである。	
議長 木村健一君	
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。	
3番 鎌田健治君	
議長。	
議長 木村健一君	
3番 鎌田健治君。	
3番 鎌田健治君	
何社での入札でしたか。	
経済課長 寺崎廣輝君	
議長。	
議長 木村健一君	
寺崎経済課長。	
経済課長 寺崎廣輝君	
入札の指名業者については、4月12日に指名選考委員会を開催し、初山別・道北特定建設工事共同企業体、前田・水上特定建設工事共同企業体、本堂・共栄特定建設工事共同企業体の3社を指名し、実施しております。	
3番 鎌田健治君	
議長。	
議長 木村健一君	
3番 鎌田健治君。	
3番 鎌田健治君	
道北ということは、どこになりますか。	

経済課長 寺崎廣輝 君
議長。
議長 木村健一 君
寺崎経済課長。
経済課長 寺崎廣輝 君
道北というのは、有限会社道北水道設備です。
3番 鎌田健治 君
議長。
議長 木村健一 君
3番 鎌田健治君。
3番 鎌田健治 君
建築が主なものと思いますが、道北水道設備は建築の許可を持っているのですか。
経済課長 寺崎廣輝 君
議長。
議長 木村健一 君
寺崎経済課長。
経済課長 寺崎廣輝 君
道北水道設備自体は建設工事の許可は持っておりません。ですが、共同企業体ということで給水、排水設備等の工事もございますので、共同企業体を組んできたということになります。
3番 鎌田健治 君
議長。
議長 木村健一 君
3番 鎌田健治君の本件に関する質疑は、すでに3回になりましたが、会議規則第54条ただし書きの規定によって、特に発言を許します。
3番 鎌田健治 君
道北というのは、遠別で道北何々という会社が、建築をやっている会社があったと思い、そこかなと思ったものですから。
経済課長 寺崎廣輝 君
議長。
議長 木村健一 君

寺崎経済課長。	
経済課長 寺崎廣輝 君	
恐らく道北興業だと思いますが、今回の指名には入っていません。	
議長 木村健一 君	
他に質疑はありませんか。	
(質疑なし)	
議長 木村健一 君	
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
議長 木村健一 君	
異議なしと認め、これより採決します。	
議案第24号 高齢者生活福祉センター改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
議長 木村健一 君	
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。	
日程第6 承認 第3号	
議長 木村健一 君	
日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めるについて(初山別村税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題とします。	
説明を求めます。加藤総務課長。	
総務課長 加藤明彦 君	
承認第3号 専決処分の承認を求めるについて	
初山別村税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。	
令和6年5月15日提出	
初山別村長 宮本憲幸	
別紙について朗読説明あり記載省略	

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

1番 加藤一裕 君

議長。

議長 木村健一 君

1番 加藤一裕 君

特別税額控除という言葉が多々使われていますが、これは負担者、納税者は減になるのか、増になるのか確認したいと思います。

総務課長 加藤明彦 君

議長。

議長 木村健一 君

加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦 君

減となります。税額の控除でございますので、所得税で3万円、住民税であれば1万円を控除するものです。ただしお一人についての額でございますので、家族がいる方、専業主婦で所得が48万円以下、子どもが2人であれば、所得税で 3×4 人で12万円、住民税で 1×4 人で4万円の税額の控除ということになります。

1番 加藤一裕 君

議長。

議長 木村健一 君

1番 加藤一裕 君

納税通知書の中に明記されるというように書かれていますが、11か月分で納付するという話の中で、例えば納税組合加入者におかれでは6月から10月の5か月の間での納税期間となりますが、その辺はいかがでしょうか。

総務課長 加藤明彦 君

議長。

議長 木村健一 君

加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦 君

納税組合の方々につきましては、特別徴収ではございませんので普通徴収となります。サラリーマン、事業所で特別徴収としているところは6月から翌年5月まで納付する。給料から天引きされて納付する形でございます。所得税も給料から引かれるし、村民税も給料の方から引かれるというのがサラリーマン。納税組合の方につきましては、普通徴収の方法により3期で、村の納期は6、8、10の3期となっています。これから順次引くということになりますので、納税組合の通知書がいく時には、3期の内、おそらく1期の分が少ない、2期の分が少ないというよう、納税通知書は税額を控除した額、納めていただく額が納付書の方に記載されることになります。

番 加藤一裕 君

議長。

議長 木村健一 君

1番 加藤一裕君。

1番 加藤一裕 君

森林環境税も含まれ、合算の額ということで、よろしいですか。

総務課長 加藤明彦 君

議長。

議長 木村健一 君

加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦 君

今回の特別税額控除、定額減税でございますが、記載にもありますが、所得割から減額すると、私均等割しかかってないんだよねという方もいると思いますが、均等割は道村民税合わせて4千円、今回森林環境税が1千円納めていただくことになりますので、均等割しか払っていないかった方は均等割は減税の対象にはなりませんので、4千円に1千円が上乗せされ5千円を納めていただることになります。

議長 木村健一 君

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお専決処分でもありますので、討論を省略

し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めこれより採決をします。

承認第3号 専決処分の承認を求めるについて、これを承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって本件は承認することに決定しました。

日程第7 承認 第4号

議長 木村健一 君

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めるについて〔令和5年度北海道初山別村一般会計補正予算(第9号)〕を議題とします。

説明を求めます。加藤総務課長。

総務課長 加藤明彦 君

承認第4号 専決処分の承認を求めるについて

令和5年度北海道初山別村一般会計補正予算(第9号)について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年5月15日提出

初山別村長 宮本憲幸

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質問の方法は歳入・歳出一括質疑とします。

質疑のある議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお専決処分でもありますので、討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めこれより採決をします。

承認第4号 専決処分の承認を求めるについて、これを承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって本件は承認することに決定しました。

議長 木村健一 君

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

令和6年第1回初山別議会臨時会を閉会します。

(令和6年5月15日 午後 2時48分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

初山別村議会 議長 木村健一

署名議員 枝 篤一

署名議員 高場 忍津子